不利益処分の処分基準

処分の内容		支援給付を受けた者からの費用徴収
根拠法令及び条項		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第１４条第１項及び同条第４項
所管部課係名		総合福祉部生活支援課自立支援係
処分基準	関係条項	１　生活保護法第７７条の２ ２　生活保護法施行規則第２２条の３
	基準（未設定の場合はその理由）	処分基準は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第１４条第４項の規定により生活保護法の例による。
	参考事項	
	設定等年月日	令和４年１月１日設定（令和　年　月　日最終変更）